

令和 7 年度会計年度任用職員登録募集(幼稚園事務)

町は、4 月から益城幼稚園で働く会計年度任用職員[※]を募集しており、任用を希望する人の登録を受け付けています。

※ 1 会計年度(4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで)内の任期で任用される非常勤の地方公務員

業務内容 益城幼稚園の事務
勤務形態 月 15 日程度 月曜日～金曜日
午前 8 時 30 分～午後 3 時 30 分
募集人数 1 人
報酬(時給) 1,127 円(令和 7 年度の予定額)

登録方法
「会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて下記へ。申込書は、町ホームページ、役場こども未来課・益城幼稚園で入手できます。

提出先 益城幼稚園(木山 589)
受付期限 2 月 26 日(水)



登録者の中から書類選考を行った後、2 月末に面接の案内を行います。この面接選考を経て任用を決定します。

☎ 益城幼稚園 ☎ 286 - 2787

地域共生センター予約受け付け開始

令和 7 年 4 月に供用を開始する「益城町地域共生センター」の町内予約受け付けを開始します。

期日 2 月 3 日(月)午前 8 時 30 分から
場所 3 月 31 日(月)まで 生涯学習課
4 月 1 日(火)から 地域共生センター
対象 町内在住・在勤・在学の人
その他 ・町外予約は 3 月 3 日(月)から受け付けます。
・公民館分館(飯野・福田・津森)の予約も 4 月 1 日以降、地域共生センターで受け付けます。
☎ 生涯学習課 生涯学習係(役場 1 階 10 番窓口) ☎ 286 - 3337

施設の詳細は
ホームページへ



使用料(1 時間)			
施設区分	施設使用料	冷暖房使用料	
研修室 (1、2、3、4 それぞれ)	200 円	200 円	
調理室	200 円	200 円	
和室(1、2 それぞれ)	100 円	100 円	
多目的ホール	800 円	600 円	

盛土規制法に基づく手続き

県では、4 月 1 日から盛土規制法の運用が始まり、一定規模以上の盛り土や切り土、土砂の仮置きなどをする場合、事前に許可・届出の手続きが必要となります。

また、盛り土などによる災害から人命を守るために、県全域を原則規制区域に指定し、規制区域を県ホームページで公開する予定です。盛り土などが行われている土地の所有者、管理者、占有者は、土地の安全管理に努めてください。

許可・届出が必要な行為

- 一定規模以上の住宅や駐車場、資材置き場などの盛り土・切り土の工事
 - 土砂の採取・搬入・処分など上記工事に関連する行為
- ※法の運用開始前までに工事が完了する場合は不要

現在着手している工事の手続き

法の運用開始前に造成工事に着手し、運用開始以降も継続して行う盛り土・切り土工事や土砂の仮置きは、工事内容の届出が必要です。

届出期間 4 月 1 日(火) ～ 22 日(火)

届出先 県建築課

県ホームページ▶



☎ 役場都市計画課 都市計画係 ☎ 286 - 3340
県建築課 ☎ 333 - 2542

産前産後の国民年金保険料免除(国民年金第 1 号被保険者)

次世代育成支援のため、国民年金第 1 号被保険者[※]が産した場合、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

※国民年金第 1 号被保険者とは、国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の人とその配偶者(厚生年金被保険者、共済組合などの加入者、第 3 号被保険者を除く)

対象 国民年金第 1 号被保険者で平成 31 年 2 月 1 日以降に
出産した人(任意加入被保険者は除く)

期間 生まれた子どもが
1 人の場合 出産(予定月)の前月から 4 カ月間
複数の場合 出産(予定月)の 3 カ月前から 6 カ月間

内容 ・免除期間も保険料を納付したものと、老齢基礎年金の受給額に反映
・産前産後期間でも付加保険料が納付可(月額 400 円)
・免除期間の保険料を前納している場合、全額返金

届け出について

届け出できる期間
出産予定日の 6 カ月前から
※速やかに届け出てください。

必要なもの
・来庁者の本人確認書類
(免許証・マイナンバーカードなど)
・出産予定日が確認できる書類
(母子健康手帳など)

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144

自衛官募集に係る対象者の情報提供

町は自衛官と自衛官候補生の募集について、法定受託事務として自衛隊に協力しており、年度ごとに 18 歳、21 歳、22 歳になる人の情報(氏名・住所・生年月日・性別)を自衛隊に提供しています。

情報の提供を望まない人は、自衛隊に提供する情報から除外します
で「除外申請書」を提出してください。



対象者 町内在住で日本国籍を有し、令和 7 年度に満 18 歳、21 歳、22 歳になる人
申し込み 「除外申請書」に必要事項を記入の上、持参か郵送で総務課へ。本人以外が申請する場合は委任状が必要です。

☎ 情報提供について 住民課 住民係 ☎ 286 - 3112
除外申請について 総務課 行政係 ☎ 286 - 3111

令和 7 年度地域福祉基金助成金の申請受け付け開始

町では、民間団体や住民組織の自主的な福祉活動などの振興を図るため、「地域福祉基金助成金」の交付申請を受け付けます。

要件や申請方法など詳しくは、町ホームページで確認するか、福祉課 地域福祉係にお問い合わせください。



☎ 福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113

申請受付期間

2 月 3 日(月) ～ 3 月 31 日(月)

地域福祉基金助成金の概要

対象団体 代表者の住民登録が町にあり、福祉活動の振興のために町内で活動する団体(他にも一定の要件あり)
対象事業 ボランティア活動を促進する事業／高齢者の保健福祉を増進する事業／障がい者の社会参加と自立を促進する事業／児童福祉や母子福祉の向上を図る事業／その他地域福祉を増進する事業

助成金額 ・対象経費の 4 分の 3(上限 50 万円)
・対象経費が 4 万円を超えない事業は、3 万円を限度として対象経費の全額
※予算の範囲内で交付